調理師・製菓衛生師　書換再交付手順

長野県で取得した免許

No：免許を取得した都道府県にお問い合わせください。

Yes

製菓衛生師

免許の種類

調理師

免許証の原本がある

No

Yes

①氏名又は本籍の変更がある

書換申請

変更は２回以上ある
（回数の考え方は下図参照）

No

変更事由の発生以後に戸籍の改製
（電子化）がある※２

No

1　書換交付申請書
2　遅延理由書：変更から30日を過ぎて申請する場合に必要
3　戸籍抄（謄）本（発行の日から6ヶ月以内のもの）
4　調理師免許証　　（原本）
5　手数料：3,300円分長野県証紙※３
6　免許証送付用切手：640円分（速達を希望する場合は940円分）※４

Yes

1　書換交付申請書
2　遅延理由書：変更から30日を過ぎて申請する場合に必要
3　戸籍抄（謄）本など※１
4　調理師免許証　　（原本）
5　手数料：3,300円分長野県証紙※３
6　免許証送付用切手：640円分（速達を希望する場合は940円分）※４

※１戸籍に記載されている【従前戸籍】を一つずつさかのぼっていき、従前戸籍の本籍・氏名が、変更前の免許証に記載されている本籍・氏名と一致するまでの戸籍抄（謄）本又は改製原戸籍又は除籍謄本
発行の日から6ヶ月以内のもの

Yes

1　書換交付申請書
2　遅延理由書：変更から30日を過ぎて申請する場合に必要
3　戸籍抄（謄）本（発行の日から6ヶ月以内のもの）
4　改製原戸籍（発行の日から6ヶ月以内のもの）
5　調理師免許証　　（原本）
6　手数料：3,300円分長野県証紙※３
7　免許証送付用切手：640円分（速達を希望する場合は940円分）※４

※４県外在住で郵送を希望される方は切手を同封の上、申請書等を
〒380-8570（住所記載不要）
　長野県健康福祉部食品・生活衛生課食品衛生係　あて
送付ください。
県内在住の方は、最寄りの保健所にて手続きください。

長野県内保健所一覧

図

【例】	変更前	転籍 → H7. 10. 1	変更第１回	婚姻 → H8. 4. 1	変更第２回
本籍	北海道		長野県		東京都
氏名	長野　花子		長野　花子		東京　花子

※３手数料は長野県収入証紙又はオンライン決済により納付してください。なお、オンライン決済を利用した場合も、申請書類は郵送又は窓口への提出が必要です。
　県外在住等により収入証紙の購入が困難な方は、オンライン決済を利用できます。利用方法は県ホームページ「食品・生活衛生課関係免許のオンライン決済について 」をご確認ください。

氏名又は本籍の変更がある

Yes

No

②再交付を希望（紛失等による）

再交付申請

1　再交付申請書
2　亡失理由書
3　住民票：本籍の記載があり、個人番号の記載がないもの、発行の日から6ヶ月以内のもの
4　手数料：3,700円分長野県証紙※３
5　返信用切手：640円分（速達を希望する場合は940円分）※４

※２戸籍の改製（電子化）があり、改製原戸籍が必要な場合の例

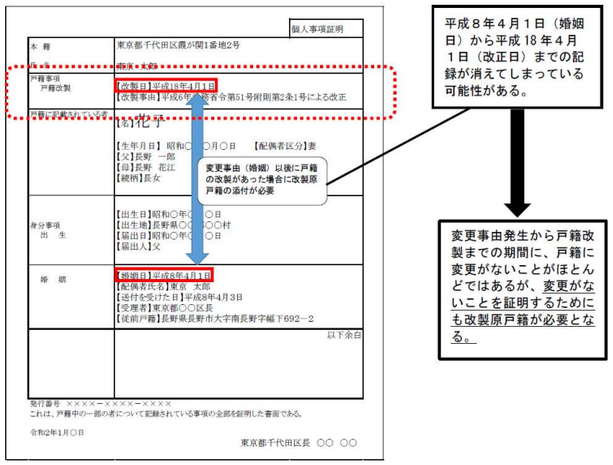

平成８年４月１日（婚姻日）から平成 18 年４月１日（改正日）までの記録が消えてしまっている可能性がある。

変更事由発生から戸籍改製までの期間に、戸籍に変更がないことがほとんどではあるが、変更がないことを証明するためにも改製原戸籍が必要となる。

③氏名又は本籍の変更があり、
かつ、
再交付を希望

書換申請かつ再交付申請

変更は２回以上ある
（回数の考え方は下図参照）

No

変更事由の発生以後に戸籍の改製
（電子化）がある※２

No

1　書換交付申請書
2　再交付申請書
3　遅延理由書：変更から30日を過ぎて申請する場合に必要
4　亡失理由書
5　戸籍抄（謄）本（発行の日から6ヶ月以内のもの）
6　手数料：3,300円分及び3,700円分長野県証紙※３
7　返信用切手：640円分（速達を希望する場合は940円分）※４

Yes

1　書換交付申請書
2　再交付申請書
3　遅延理由書：変更から30日を過ぎて申請する場合に必要
4　亡失理由書
5　戸籍抄（謄）本など※１
6　手数料：3,300円分及び3,700円分長野県証紙※３
7　返信用切手：640円分（速達を希望する場合は940円分）※４

※１戸籍に記載されている【従前戸籍】を一つずつさかのぼっていき、従前戸籍の本籍・氏名が、変更前の免許証に記載されている本籍・氏名と一致するまでの戸籍抄（謄）本又は改製原戸籍又は除籍謄本
発行の日から6ヶ月以内のもの

Yes

1　書換交付申請書
2　再交付申請書
3　遅延理由書：変更から30日を過ぎて申請する場合に必要
4　亡失理由書
5　戸籍抄（謄）本（発行の日から6ヶ月以内のもの）
6　改製原戸籍（発行の日から6ヶ月以内のもの）
7　手数料：3,300円分及び3,700円分長野県証紙※３
8　返信用切手：640円分（速達を希望する場合は940円分）※４

※４県外在住で郵送を希望される方は切手を同封の上、申請書等を
〒380-8570（住所記載不要）
　長野県健康福祉部食品・生活衛生課食品衛生係　あて
送付ください。
県内在住の方は、最寄りの保健所にて手続きください。

長野県内保健所一覧

図

【例】	変更前	転籍 → H7. 10. 1	変更第１回	婚姻 → H8. 4. 1	変更第２回
本籍	北海道		長野県		東京都
氏名	長野　花子		長野　花子		東京　花子

※３手数料は長野県収入証紙又はオンライン決済により納付してください。なお、オンライン決済を利用した場合も、申請書類は郵送又は窓口への提出が必要です。
　県外在住等により収入証紙の購入が困難な方は、オンライン決済を利用できます。利用方法は県ホームページ「食品・生活衛生課関係免許のオンライン決済について 」をご確認ください。

次ページへ

調理師・製菓衛生師　書換再交付手順

製菓衛生師

免許証の原本がある

No → 氏名又は本籍の変更がある

Yes → ①氏名又は本籍の変更がある

書換申請

変更は２回以上ある
（回数の考え方は下図参照）

Yes →

1　書換交付申請書
2　遅延理由書：変更から30日を過ぎて申請する場合に必要
3　戸籍抄（謄）本など※１
4　製菓衛生師免許証　　（原本）
5　手数料：2,900円分長野県証紙※３
6　免許証送付用切手：490円分（速達を希望する場合は790円分）※４

※１戸籍に記載されている【従前戸籍】を一つずつさかのぼっていき、従前戸籍の本籍・氏名が、変更前の免許証に記載されている本籍・氏名と一致するまでの戸籍抄（謄）本又は改製原戸籍又は除籍謄本
発行の日から6ヶ月以内のもの

No → 変更事由の発生以後に戸籍の改製（電子化）がある※２

Yes →

1　書換交付申請書
2　遅延理由書：変更から30日を過ぎて申請する場合に必要
3　戸籍抄（謄）本（発行の日から6ヶ月以内のもの）
4　改製原戸籍（発行の日から6ヶ月以内のもの）
5　製菓衛生師免許証　　（原本）
6　手数料：2,900円分長野県証紙※３
7　免許証送付用切手：490円分（速達を希望する場合は790円分）※４

※４県外在住で郵送を希望される方は切手を同封の上、申請書等を
〒380-8570（住所記載不要）
　長野県健康福祉部食品・生活衛生課食品衛生係　あて
送付ください。
県内在住の方は、最寄りの保健所にて手続きください。

No →

1　書換交付申請書
2　遅延理由書：変更から30日を過ぎて申請する場合に必要
3　戸籍抄（謄）本（発行の日から6ヶ月以内のもの）
4　製菓衛生師免許証　　（原本）
5　手数料：2,900円分長野県証紙※３
6　免許証送付用切手：490円分（速達を希望する場合は790円分）※４

図

【例】	変更前	転籍 → H7.10.1	変更第１回	婚姻 → H8.4.1	変更第２回
本籍	北海道		長野県		東京都
氏名	長野　花子		長野　花子		東京　花子

長野県内保健所一覧

※３手数料は長野県収入証紙又はオンライン決済により納付してください。なお、オンライン決済を利用した場合も、申請書類は郵送又は窓口への提出が必要です。
　県外在住等により収入証紙の購入が困難な方は、オンライン決済を利用できます。利用方法は県ホームページ「食品・生活衛生課関係免許のオンライン決済について 」をご確認ください。

※２戸籍の改製（電子化）があり、改製原戸籍が必要な場合の例

平成８年４月１日（婚姻日）から平成 18 年４月１日（改正日）までの記録が消えてしまっている可能性がある。

変更事由発生から戸籍改製までの期間に、戸籍に変更がないことがほとんどではあるが、変更がないことを証明するためにも改製原戸籍が必要となる。

No → 氏名又は本籍の変更がある

②再交付を希望（紛失等による）

再交付申請

1　再交付申請書
2　亡失理由書
3　住民票：本籍の記載があり、個人番号の記載がないもの、発行の日から6ヶ月以内のもの
4　手数料：3,600円分長野県証紙※３
5　返信用切手：490円分（速達を希望する場合は790円分）※４

Yes → ③氏名又は本籍の変更があり、かつ、
再交付を希望

書換申請かつ再交付申請

変更は２回以上ある
（回数の考え方は下図参照）

Yes →

1　書換交付申請書
2　再交付申請書
3　遅延理由書：変更から30日を過ぎて申請する場合に必要
4　亡失理由書
5　戸籍抄（謄）本など※１
6　手数料：2,900円分及び3,600円分長野県証紙※３
7　返信用切手：490円分（速達を希望する場合は790円分）※４

※１戸籍に記載されている【従前戸籍】を一つずつさかのぼっていき、従前戸籍の本籍・氏名が、変更前の免許証に記載されている本籍・氏名と一致するまでの戸籍抄（謄）本又は改製原戸籍又は除籍謄本
発行の日から6ヶ月以内のもの

No → 変更事由の発生以後に戸籍の改製（電子化）がある※２

Yes →

1　書換交付申請書
2　再交付申請書
3　遅延理由書：変更から30日を過ぎて申請する場合に必要
4　亡失理由書
5　戸籍抄（謄）本（発行の日から6ヶ月以内のもの）
6　改製原戸籍（発行の日から6ヶ月以内のもの）
7　手数料：2,900円分及び3,600円分長野県証紙※３
8　返信用切手：490円分（速達を希望する場合は790円分）※４

※４県外在住で郵送を希望される方は切手を同封の上、申請書等を
〒380-8570（住所記載不要）
　長野県健康福祉部食品・生活衛生課食品衛生係　あて
送付ください。
県内在住の方は、最寄りの保健所にて手続きください。

No →

1　書換交付申請書
2　再交付申請書
3　遅延理由書：変更から30日を過ぎて申請する場合に必要
4　亡失理由書
5　戸籍抄（謄）本（発行の日から6ヶ月以内のもの）
6　手数料：2,900円分及び3,600円分長野県証紙※３
7　返信用切手：490円分（速達を希望する場合は790円分）※４

図

【例】	変更前	転籍 → H7.10.1	変更第１回	婚姻 → H8.4.1	変更第２回
本籍	北海道		長野県		東京都
氏名	長野　花子		長野　花子		東京　花子

長野県内保健所一覧

※３手数料は長野県収入証紙又はオンライン決済により納付してください。なお、オンライン決済を利用した場合も、申請書類は郵送又は窓口への提出が必要です。
　県外在住等により収入証紙の購入が困難な方は、オンライン決済を利用できます。利用方法は県ホームページ「食品・生活衛生課関係免許のオンライン決済について 」をご確認ください。